

職員の懲戒処分について（平成28年8月教育委員会議定例会）（議案第14号関係）

No.	No.1
処分年月日	H28. 8. 22
処分の種類	戒告
処分の理由	横断歩行者等妨害等（重傷事故）  （事件・事故の概要） 被処分者は、平成27年11月4日（水）17時頃、通勤のため普通乗用自動車を運転し、平泉町内の県道を走行中、安全確認が不十分であったため、横断歩道を横断中の歩行者をはね、加療約87日間を要する右顔面神経側頭枝断裂等の傷害を負わせた。
事件発生日 年 月 日	平成27年11月4日（水）
被処分者の 年 齢	47歳
被処分者の 性 別	女性
被処分者の 所 属	小学校
被処分者の職	主任
備 考	県南教育事務所管内（一関地区）

職員の懲戒処分について（平成28年8月教育委員会議定例会）（議案第15号関係）

No.	No2
処分年月日	H28. 8. 22
処分の種類	戒告
処分の理由	生徒に対する体罰  (事件・事故の概要) 被処分者は、平成28年7月1日(金)15時頃、同人が顧問を務める運動部の3年生の男子生徒1名に対し、頭部を競技用具で1回叩き、額から出血させた。 また、同年6月18日(土)にも、当該運動部の生徒を引率して参加していた競技大会の宿泊先において当該生徒を注意する際、頭を平手で1回叩いた。
事実発生日 年 月 日	平成28年6月18日(土)、平成28年7月1日(金)
被処分者の 年 齢	30歳代
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	県立高等学校(中部教育事務所管内)
被処分者の職	教諭
備 考	